

犯罪被害にあわれた方・ご遺族の方へ

寄居町犯罪被害者等支援制度のご案内

殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた町民のご遺族または、重傷病を負われた犯罪被害者の方が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、町として支援を行います。

町の主な取り組み

相談、情報の提供

- * 町では、犯罪被害に遭った方、そのご家族やご遺族等が不安に感じていること、直面している問題等について相談に応じます。相談内容に応じて、手続きや制度のご案内、また必要に応じて関係機関につなぐなど関係機関と連携を図りながら必要な支援につなげます。

日常生活支援

支援内容について

- * 時間数 合計30時間まで
- * 対象者 犯罪被害にあわれた町民及びその家族・遺族（町民）
 - ・一定の要件があります。
- * 内容 通院や買い物など外出の付き添い（片道30分（20km）程度）、食事の支度、衣類の洗濯等を援助するボランティアを無料で派遣します。

申請方法

- * 所定の申請書に必要書類を添えて、寄居町人権推進課まで提出してください。
- * 申請用紙及び申請時に必要な添付書類等について、詳しくは町ホームページをご確認いただくか、人権推進課までお問い合わせください。

その他

- * 町社会福祉協議会の「よりいふれあいサービス事業」の利用になります。
- * 制度の利用にあたっては、利用者の立ち合いが必要になります。

➡ 上記の他、見舞金の支給制度があります。詳しくは裏面をご確認ください。

問合せ先

寄居町役場 人権推進課

〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1

電話：048-581-2121 内線411 FAX：048-581-1366

e-mail：jinken@town.yorii.saitama.jp

犯罪被害者等見舞金の支給について

見舞金の支給

遺族見舞金【30万円】

傷害見舞金【10万円】

- * 令和3年4月以降に発生した犯罪等による被害が見舞金の対象になります。
- * 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、寄居町内に住所を有していた犯罪被害者およびご遺族が支給の対象になります。

対象となる犯罪

- * 日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為。
- * 令和3年4月1日以降に発生した犯罪等による被害が対象になります。

遺族見舞金【30万円】

支給の対象となる方

- * 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族となる者。

第1順位遺族

ア 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の ②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

ウ イに該当しない犯罪被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹
・○内の数字は、支給を受けられる遺族の順位となります。

傷害見舞金【10万円】

支給の対象となる方

- * 犯罪行為が発生した時から申請を行う時まで引き続き町内に住所を有している犯罪被害者本人。
- * 療養期間が1月以上で、3日以上病院に入院した場合。
- * 精神疾患の場合は3日以上労務に就けない場合。 等

支給が受けられない場合

- * 犯罪被害者または第1順位遺族と加害者との間に親族関係（三親等内の親族）がある場合。
- * 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合。 等

申請方法

- * 所定の申請書に必要書類を添えて、寄居町人権推進課まで提出してください。
- * 申請用紙及び申請時に必要な添付書類等について、詳しくは町ホームページをご確認いただくか、人権推進課までお問い合わせください。